

住宅用火災警報器

【住宅用火災警報器の設置場所(例29の3-1)】

- ・住宅の部分のうち、屋内の以下の部分に煙式の警報器を設ける。
 - ①寝室
 - ②2階建て以上の建物で、寝室がある階の階段※1 ※1 避難階を除く。
 - ③2階建て以上の建物で、最上階の階段
 - ④住宅用防災警報器が設置される階以外の階のうち、床面積が7㎡以上である居室が5つ以上ある階のうち、屋内の以下の部分
 - (1)廊下※2 ※2 廊下は住居部分の廊下。複合用途の共用廊下ではない。
 - (2)廊下がない場合は、その階の階段

※住宅用火災警報器は火災予防条例で規制されるため、自治体により設置基準が異なる。

【住宅用火災警報器の取り付け位置(例29の3-2)】

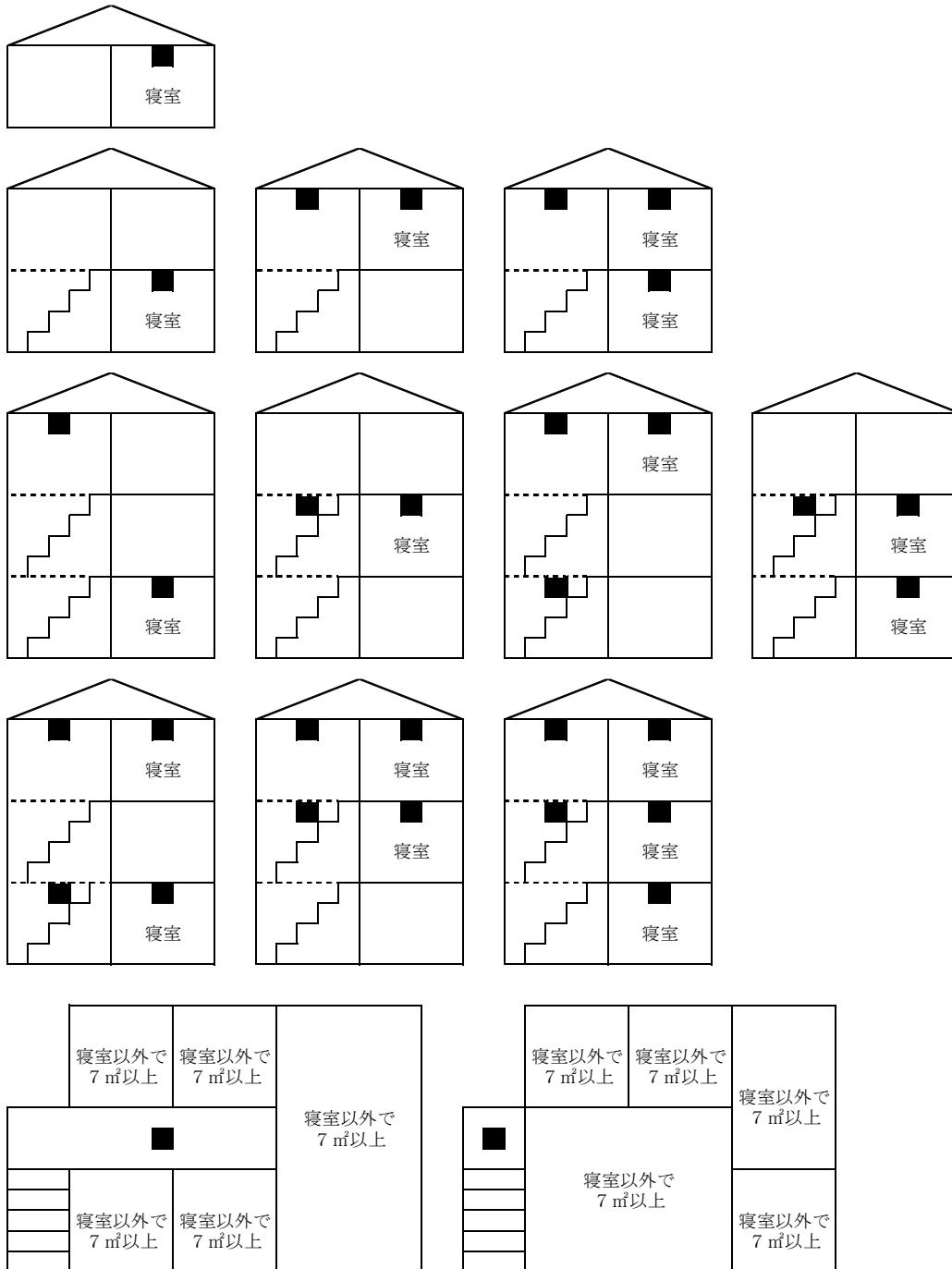
- ・以下のいずれかの部分に設ける。
 - ①壁または梁から0.6m以上離れた天井
 - ②天井から下方0.15m以上0.5m以内の位置にある壁※換気口等の空気吹出し口から、1.5m以上離れた位置に設けること。

【住宅用火災警報器の設置の免除(例29の5-1・2)】

- ・スプリンクラー設備および自動火災報知設備の有効範囲内の住宅の部分については、住宅用防災警報器を設置しないことができる。

住宅用火災警報器

【住宅用火災警報器■の設置場所】



【住宅用火災警報器の取り付け位置】

